

欧州社会権の柱

European Pillar of Social Rights

(日本語仮訳)

以下は、2017年11月17日にスウェーデンのヨーテボリで開催された「公正な職業と成長のための社会サミット」で採択された、「欧州社会権の柱 (European Pillar of Social Rights) の前文を除いた本文を訳出したものである。

欧州議会、欧州連合 (EU) 理事会、欧州委員会が共同して厳粛に宣言したもので、アントニオ・タヤーニ欧州議会議長、ユリ・ラタス EU 理事会議長 (当時の議長国エストニアの首相)、ジャン＝クロード・ユンカー欧州委員会委員長が連名で署名している。

第1章 機会均等と労働市場への平等なアクセス

1. 教育、訓練、生涯学習

十分に社会に参画し、労働市場において成功裏に移行するためのスキルを維持・獲得するために、全ての人は質の高い包摂的な教育・訓練・生涯学習を受ける権利を有する。

2. 男女平等

- 労働市場への参加や雇用条件、昇進を含む全ての領域において、処遇、機会に関して男女間の平等が確保され、促進されねばならない。
- 女性と男性は、同価値の労働に対して同等な賃金を得る権利を有する。

3. 機会均等

性、人種的・民族的起源、宗教や信条、障害、年齢、性的指向にかかわらず、全ての人は、雇用、社会的保護、教育および公共の財とサービスへのアクセスについて、平等な処遇と機会の権利を有する。十分に代表されていないグループの機会均等は、促進されるべきである。

4. 積極的な就業支援

a. 就業や自営の可能性を高めるために、全ての人は、時宜を得た、個々に応じた支援を受ける権利を有する。それには、職業紹介、訓練、資格の再認定への支援を受ける権利を含む。全ての人は、職業移行期において社会的保護と訓練受講資格を移行する権利を有する。

b. 若者は、失業もしくは卒業後 4 カ月間は、引き続きの教育・実習・職業訓練、あるいは良い就職のあっせんを受ける権利を有する。

c. 失業した人は、その個人に合った、継続的で一貫した支援の権利を有する。長期的な失業者は、遅くとも失業 18 カ月目には綿密な個人評価を受ける権利を有する。

第 2 章 公正な労働条件

5. 安定的かつ適応性のある雇用

a. 雇用関係の形態や期間にかかわらず、労働者は、労働条件、社会的保護と教育訓練へのアクセスに関して公正かつ平等な処遇を受ける権利を有する。無期雇用への転換が促進されねばならない。

b. 法規および労働協約に従い、雇用者が、経済的状況の変化に素早く適応するために必要な柔軟性が担保されねばならない。

c. 良質な労働条件を担保する革新的形態の労働が促進されねばならない。起業家精神と自営は奨励されねばならない。職業的流動性は促進されねばならない。

d. 非典型的な契約の濫用を禁止することを含めて、不安定な労働条件につながる雇用関係は、阻止されねばならない。試用期間は、合理的な長さでなければならない。

6. 賃金

- a. 労働者は、人並みの生活が送れる適正な賃金を得る権利を有する。
- b. 雇用へのアクセスと求職意欲を守りつつ、その国の経済的・社会的条件に照らして、労働者とその家族のニーズを満たすような適切な最低賃金が保証されねばならない。就労中の貧困は防がねばならない。
- c. 全ての賃金は、労使の自主性を尊重しつつ、国の慣行に従って透明かつ予測可能な方法で設定されねばならない。

7. 雇用条件と解雇の際の保護に関する情報

- a. 労働者は、試用期間を含めて、雇用関係から生じる権利と義務について、雇用開始時に文書により通知を受ける権利を有する。
- b. いかなる解雇であっても、労働者は事前に解雇理由を知らされ、合理的な解雇予告期間を与えられる権利を有する。労働者は、効果的かつ公正な紛争解決手段へアクセスする権利、および不当解雇の場合には、十分な補償を含む救済を求める権利を有する。

8. 労使対話と労働者の参加

- a. 労使は、経済政策・雇用政策・社会政策の策定と履行について、国の慣行に従って諮問を受ける権利を有する。労使は、自身の自主性と団体行動の権利を尊重しながら、自身に関係する問題について交渉し、労働協約を締結することを奨励される。必要に応じて、労使間で締結された協定は、EUや加盟国のレベルで実施されることとする。
- b. 労働者あるいはその代表は、自身に関係する問題、特に事業の移転・再構築・合併および集団解雇について、十分な余裕をもって事前に通知を受け、相談される権利を有する。
- c. 労使対話を促進するための労使の能力増強への支援は、奨励されるべきである。

9. ワークライフバランス

子どもを持つ親および介護責任を有する人は、適切な休暇、柔軟な働き方、介護サービスへのアクセスの権利を有する。女性も男性も、自身の介護や育児の責任を果たすために、特別休暇への平等なアクセスを有し、バランスの取れた方法でその休暇を利用することが奨励されるべきである。

10. 健康的で、安全で、十分な適応性のある労働環境とデータ保護

- a. 労働者は、職場での健康および安全について、高いレベルの保護を受ける権利を有する。
 - b. 労働者は、自身の職業的ニーズに適合し、労働市場への自身の参加を引き伸ばすことを可能にする労働環境への権利を有する。
 - c. 労働者は、雇用を巡る自身の個人情報保護される権利を有する。
-

第3章 社会的保護と包摂

11. 保育と子ども支援

- a. 子どもは、手ごろな価格の幼児教育と良質な保育を受ける権利を有する。
- b. 子どもは、貧困から保護される権利を有する。恵まれない境遇の子どもは、平等な機会を増進するような特別な措置を受ける権利を有する。

12. 社会的保護

雇用関係の形態や期間にかかわらず、労働者と、同様の条件下にある自営業者も、十分な社会的保護を受ける権利を有する。

13. 失業給付

失業者は、労働市場に（再）統合するために、公的雇用サービスからの十分な活性化支援と自身が納めた掛金と各国の受給資格ルールに基づいて、合理的な期間、十分な失業手当を支給される権利を有する。そのような給付は、雇用への早期復帰への意欲をそぐものであってはならない。

14. 最低所得

十分な資力を欠く全ての人々は、生涯のあらゆる段階で尊厳のある生活を営むために、十分な最低所得給付を受ける権利、およびその実現に必要な財・サービスに有効にアクセス[※]する権利を有する。働くことが可能な人々にとって最低所得給付は、労働市場への（再）統合のインセンティブと共に支給されるべきである。

15. 高齢者の所得と年金

- a. 退職した労働者と自営業者は、自身が納めた掛金に応じた年金を受け取り、十分な所得を確保する権利を有する。女性と男性は、年金の権利を獲得するために均等な機会を有するべきである。
- b. 全ての高齢者は、尊厳ある生活を確保するための資力を得る権利を有する。

16. 医療

全ての人々は、手ごろな費用で受けられる、予防および治療のための良質な医療への時宜を得たアクセスの権利を有する。

17. 障害者の包摂

障害を持つ人々は、尊厳のある生活を保障する所得支援、労働市場および社会に参加することを可能にするサービス、自身のニーズに合った労働環境への権利を有する。

18. 長期介護

全ての人々は、手ごろな価格で良質な長期介護サービス、特に自宅介護と地域のサービスへの権利を有する。

[※] インターネット、輸送手段、金融商品へのアクセスを指す（編集部註）

19. 住宅とホームレス支援

- a. 公共住宅や良質な住宅支援へのアクセスは、必要な人々に提供されねばならない。
- b. 脆弱な人々は、適切な支援を受け、強制的立ち退きから守られる権利を有する。
- c. ホームレスに対して、彼らを社会的に包摂するために、十分な住居とサービスが提供されねばならない。

20. 基本的サービスへのアクセス

全ての人は、水、衛生、エネルギー、輸送、金融サービス、デジタル通信を含む、良質な基本的サービスへのアクセスの権利を有する。そのようなサービスへのアクセスの支援は、必要な人々に提供されねばならない。